

おめでとうございます!

高齢者交通安全 「川柳・一筆啓上」入選

美作交通安全協会及び美作警察署では、地域での交通マナーの向上と、高齢者の交通事故防止のため、『川柳・一筆啓上』を募集しました。

250件を超える応募の中から、西栗倉村では浅野さち子さんが入選され、12月10日(月)に美作警察署において、表彰式が行われました。受賞した川柳は以下のとおりです。

平成19年12月10日現在、幸い村内での交通死亡事故は発生していませんが、美作警察所管内では前年比5人増の9名の方が、交通事故により尊い命を失われており、その9名の方すべてが70歳以上の高齢者の方となっています。今後とも交通事故防止にご協力をよろしくお願いします。



川柳部門入選

よく見てよ 割り込み禁止 シルバーマーク

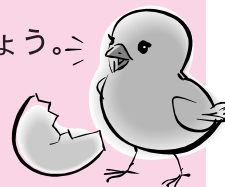
愛玩鳥を飼っている方へ

～愛玩鳥が鳥インフルエンザにかからないために～

鳥インフルエンザが発生しやすい時期になりました。大切な愛玩鳥を鳥インフルエンザから守るため、愛玩鳥を飼っておられる方はしっかりと発生防止対策をとりましょう。

《感染防止のポイント》

- ☐ 放し飼いはやめましょう。
- ☐ 野鳥、ネコ、ねずみ、イタチの侵入を防ぎましょう。
- ☐ こぼれたエサはすみかに片付けましょう。(野鳥やネズミを寄せつけない。)
- ☐ 鳥かごの出入口はこまめに閉めましょう。
- ☐ 鳥の飲水や鳥かごの洗浄には水道水を使用しましょう。
- ☐ 鶏舎に入るときは専用長靴を使用しましょう。
- ☐ 鶏舎周辺には消石灰を播きましょう。
- ☐ 異常があるときは獣医師に相談しましょう。



津山家畜保健衛生所 電話番号：0868-29-0040

12月の入札状況

(一、二〇〇千円以上) (11/26～12/7) 12月の入札はありませんでした。

村の掲示板

電話番号

役場(代表)

☎79-2111

教育委員会

☎79-2216

社会福祉協議会

☎79-2561

ゆうゆうハウス

☎79-2861

JA勝英英北支店西栗倉出張所

☎79-2311

森林組合

☎79-2326

商工会

☎79-2230

駐在所

☎79-2003

いきいきふれあいセンター

☎79-7100

国保診療所

☎79-2220

健やかな妊娠と出産のために

～平成20年1月より妊婦一般健康診査受診票が10回交付されることになりました。～

妊娠期間中に適切に医療機関を受診することで、母子ともに健康管理ができ、安心して出産を迎えることができます。

村では、以前より妊娠・出産を安心かつ安全に迎えていただくために、母子健康手帳の交付と同時に妊娠前期、後期で各1回ずつ計2回無料で健診を受けていただけるよう無料券を交付していました。平成20年1月より、子育て支援の一つとしてその制度を拡充し最大10回まで無料で受診できるよう無料券を交付します。

種 類	対 象 者	健康診査の実施時期	交 付 数
妊 婦 一 般 健 康 診 査 (超音波検査を含む)	妊 婦	妊娠期間中	1人につき最大10回まで *妊婦 および 配偶者が、村内 在住1年未満の場合は5回まで

* 県外の医療機関を受診された場合は、償還払いとなります。

平成20年以降に妊娠届を提出された方には、保健福祉課の窓口で、母子手帳とともに交付します。既に妊娠届けを出された方については、不足分を交付致します。

詳しくは保健福祉課窓口保健師までお問い合わせください。電話272-7100

平成20年は農業委員会委員の選挙の年です

西栗倉村農業委員会委員の任期が平成20年7月19日までになっており、平成20年は農業委員会委員選挙が行われます。選挙に先立ち、平成20年1月1日現在の状況を報告していただく「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」を提出いただくようお願いします。

●選挙権、被選挙権の要件

西栗倉村内に住所を有する20歳以上の者であり、以下の条件のうちいずれかを満たしていること（選挙権は平成20年3月31日現在で20歳以上の者、被選挙権は平成20年7月19日現在で20歳以上の者）

- ① 10アール以上の農地につき耕作の業務を営む者
- ② ①の同居の親族又は配偶者で耕作従事日数が年間おおむね60日以上の方。

※上記の要件を満たす方でも次の「登載申請書」の提出がない場合は、選挙権、被選挙権とも行使することができません。

●登載申請書の提出

農家台帳を元に印刷された「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」が各区長より配布されています。農家台帳上で10a以上の農地を経営されている方に配布していますのでこれ以外の方で10a以上の農地を経営されている方は農業委員会事務局までご相談ください。「登載申請書」は上記の要件を確認の上、1月6日までに各区長宅まで提出してください。